

「令和6年度 誘客プロモーション動画制作」業務委託に係る仕様書

1. 委託業務名：

令和6年度 誘客プロモーション動画制作

2. 目的：

メディアや旅行会社で活用できる長崎市の魅力をテーマごとに分かりやすく伝えるプロモーション動画を制作する。

3. 期間：

契約締結日～令和6年10月31日（木）

4. 制作内容：

- (1) 5つのテーマに沿って制作する。
 - (2) 動画の仕様は、1コンテンツ10～15秒とし、1テーマあたり9コンテンツ以上かつ全45コンテンツ以上を収録したものとする。
 - (3) TV等のメディアや旅行会社等への貸し出し用として、BGM無し、切り取り等の2次利用可、著作権フリーとする。
 - (4) 各テーマは下記の通りとし、別紙を参考に構成すること。
(記載のコンテンツにとらわれずより良いコンテンツを提案すること。)
- ① 歴史文化
 - ② 景観・建築等
 - ③ 自然
 - ④ 体験
 - ⑤ グルメ

5. 納品形態：

4. 制作内容を満たしたデータを電子データ及び光学メディアに収録した状態で納品すること。

※光学メディアにはラベルを貼って納品すること。

ラベル表記名：「令和6年度 誘客プロモーション動画制作」

6. 納期：

令和6年10月31日（木）

7. 入札上限額：

990,000 円(消費税込み)

8. 留意事項：

- (1) 受託者は協会の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 本業務に際して必要な一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。
- (3) 成果物に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再調査等の必要な処置を講ずること。
- (4) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、協会と協議のうえ決定する。
- (6) なお、業務内容の変更等について協会から指示等があった場合は、協会と受託者が協議のうえ、委託契約の内容を変更することができる。
- (7) 受託者が本業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は長崎市に帰属するものとし、素材データもあわせて提供した上で協会が自由に二次利用できるものとする。

以上